

■所得証明書は必要？

<事例1>

いつも利用しているクレジット会社から、「所得証明書」を提出するよう通知が来た。長年使っていたクレジットカードなのに、今さらなぜ個人情報が必要なのか？

<事例2>

高額の買い物は、販売店が用意する信販会社の契約書で分割払いをしていたが、販売員からいつもの信販会社のローン契約書はもう使えないので、代わりにクレジットカードで支払うよう言われた。

●多重債務を防止するため、支払能力が調査されます

貸金業法(クレジット会社などのお金を貸す業者に関する法律)が改正され、借りる人の返済能力を超える貸し付けが禁止されます。貸金業者には、自社で借入残高が50万円を超えている人や、他社も含めて総借入残高が100万円を超えている人に対して、借りる人の返済能力の調査が義務付けられました。そのため、事例1のように返済能力を確認することがあります。

割賦販売法(分割払いで商品を購入する場合の法律)も改正され、利用者の支払い能力を超えるローン契約は、車や住宅のローン、高額療養費などを除き原則禁止されます。事例2のように、信販会社の中には、規制が厳しくなったため、販売店用の分割払いの契約書を扱わなくなった会社もあり、販売店は代わりにクレジットカードを求めるケースが増えています。

●支払い額は年収の3分の1を目安に

お金を借りるキャッシングも、商品をクレジットやローンで購入して支払う場合も、後でお金を返済するのは同じです。自分の収入で返済できる目安は、年収の3分の1以内とされています。借り過ぎて多重債務になったり、悪徳商法でだまされたりして、自己破産状態になるケースが増えました。それらの反省から、最初から支払能力を超える契約はできないように規制する社会的な動きが、貸金業者や信販会社への規制につながりました。

●ヤミ金や個人情報の違法な取得に注意

サラ金や信販会社から借金をしている人が、規制が強化されたことで、新しく借りられなくなり、違法なヤミ金業者から勧誘される恐れがあります。所得証明書などをカード会社に渡す場合は、本当に渡してよいか、事前にカード会社の本社へ確認するなどの注意が必要です。

多重債務になって返済が困難な場合は、債務整理という将来支払う利息をゼロにしたり、法定利息よりも多く払い過ぎた利息を取り戻したりする手続きができる場合もあります。